建築確認手続きの改正に関する 木造住宅事業関係者向け説明会

建築基準法等が改正され、令和7年4月から、 木造戸建住宅等の建築確認手続きが大幅に改正されます!

木造戸建住宅等にかかる改正概要

- ①省エネ基準適合が義務化されます
- ②都市計画区域外でも二階建て等は建築確認申請が必要になります
- ③これまで省略されていた構造等の審査・検査が必要になります
- ④二階建て等は大規模なリフォームの建築確認申請が必要になります

⇒そこで、建築確認制度の基本や改正概要を説明します!

参加 無料

会場

群馬県庁28階281会議室(オンライン併用) (前橋市大手町1-1-1)

日時

令和7年3月4日(火)

13:30~16:00 (受付13:00~)

対象

群馬県内で行う木造住宅事業の関係者 (設計者、監理者、管理者、大工等)

定員

現地参加:180名(先着順)

オンライン参加: 950名(先着順)

テキスト

現地参加者には冊子等を配布します ※オンライン参加者にはデータを共有します 使用するテキストの例





このほか、建築確認制度の概要や留意点の資料等もあります

申込

申込期限:2月21日(金)

下のURLか、右のQRコードからお申し込みください https://logoform.jp/form/9cfD/899029 ※この方法で申込できない場合は問合せ先まで



【問合せ先】群馬県 県土整備部 建築課 審査指導係

Tel: 027-226-3702 Fax: 027-221-4171 Mail: kenchikuka@pref.gunma.lg.jp